

○警察用船舶職員の被服貸与に関する規程

平成7年7月31日

福岡県警察本部訓令第14号

警察用船舶乗組員の被服貸与に関する規程（昭和33年福岡県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

警察用船舶職員の被服貸与に関する規程

（目的）

第1条 この訓令は、福岡県警察の警察用船舶に乗り組む警察行政職員（以下「船舶職員」という。）に対する被服の貸与について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与品の品目等）

第2条 船舶職員に貸与する被服（以下「貸与品」という。）の品目、員数及び貸与期間は、次表のとおりとする。

品目	員数	貸与期間
冬帽子	1個	16月
合帽子	1個	16月
夏帽子	1個	16月
冬服	1着	12月
合服	1着	12月
夏服	1着	4月
防寒服	1着	30月
雨衣	1着	36月
冬ワイシャツ	1着	4月
合ワイシャツ	1着	4月
冬ネクタイ	1本	4月
合ネクタイ	1本	4月
ゴム長靴	1足	12月
作業帽	1個	12月
作業服	1着	12月

2 貸与品の制式等は、別表のとおりとする。

3 福岡県門司警察署長及び福岡県博多臨港警察署長（以下「署長」という。）は、貸与品の損耗が甚だしく、着用には耐えない場合及び貸与品の予算が削減された場合は、第1項の規定にかかわらず、貸与品の員数を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

（着用期間）

第3条 貸与品の着用期間は、次表のとおりとする。ただし、総務部長は、勤務の特殊性及び気候等の状況により必要があると認める場合は、その期間を変更することができる。

品目	着用期間
冬帽子 冬服 冬ワイシャツ 冬ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで
合帽子 合服 合ワイシャツ 合ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏帽子 夏服	6月1日から9月30日まで
防寒服	11月1日から翌年4月30日まで
雨衣 ゴム長靴 作業帽 作業服	年間

（服装等）

第4条 船舶職員は、勤務中は、前条に定める着用期間に応じて、冬・合・夏帽子、冬・合・夏服、冬・合ワイシャツ及び冬・合ネクタイを着用するものとする。ただし、警察用船舶の清掃、点検整備等のため必要があると認めるときは、防寒服、雨衣、ゴム長靴、作業帽又は作業服を着用することができる。

（返納）

第5条 船舶職員は、離職又は休職となったときは、速やかに当該貸与品を署長に返納しなければならない。

（貸与品の処分伺い）

第6条 署長は、貸与品のうち、棄却処分をする必要があると認められるものがあるときは、その旨を総務部長に報告の上指示を受けるものとする。

（被服カードの整理保管）

第7条 署長は、貸与品の貸与状況を明確にするため、警察用船舶職員被服カード（別記様式）を2部作成して、1部を所属で保管し、1部を総務部装備課長へ送付しなければならない。